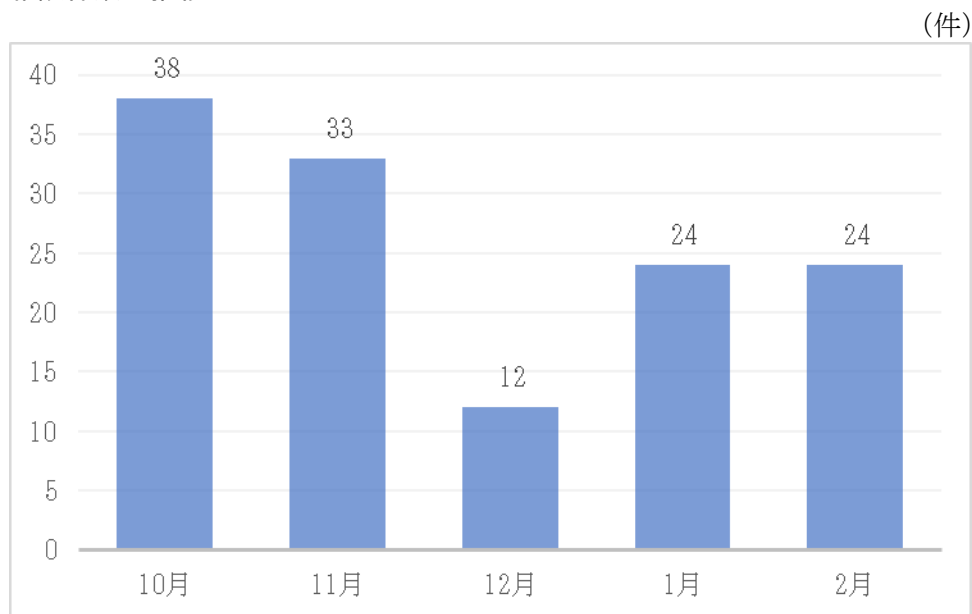


広島市成年後見利用促進センターにおける一般相談の状況について

1 相談件数の推移

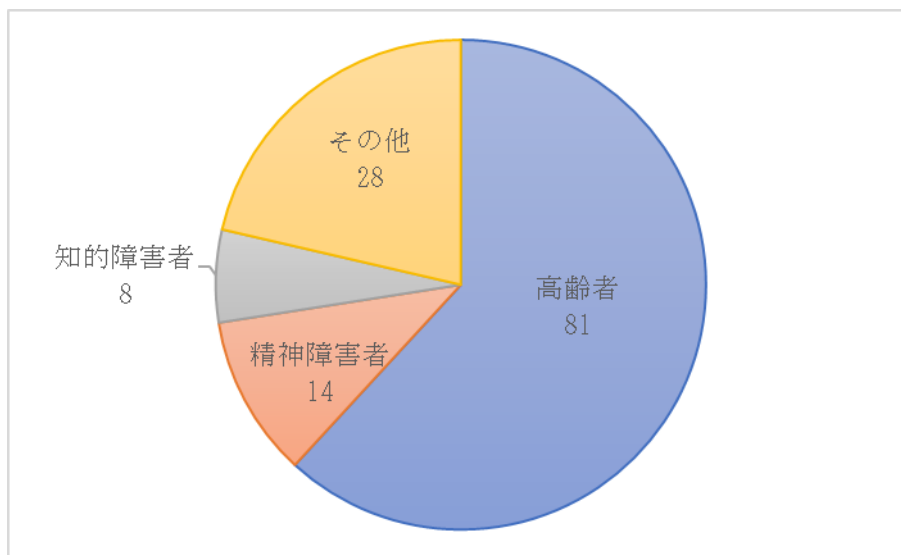


- ・ 市広報紙や中国新聞などによるセンター設置に係る広報の効果により、開設直後は一定の相談件数があったが、現在は二十数件で推移している。
- ・ 多くの市民が目にする媒体での定期的な広報や、関係機関、地域の関係者などへの周知に継続して取り組む必要がある。

2 相談内容の内訳

(1) 区分

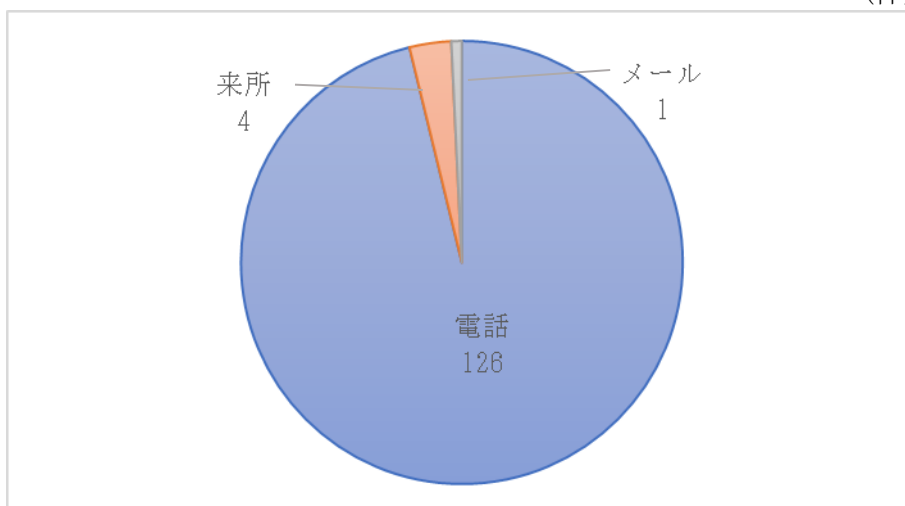
(件)



- ・ 高齢者に関わる相談が全体の6割を、障害者に関わる相談が2割となっている。
- ・ その他は、相談内容から区分が特定できなかったものなどが含まれている。

(2) 相談方法

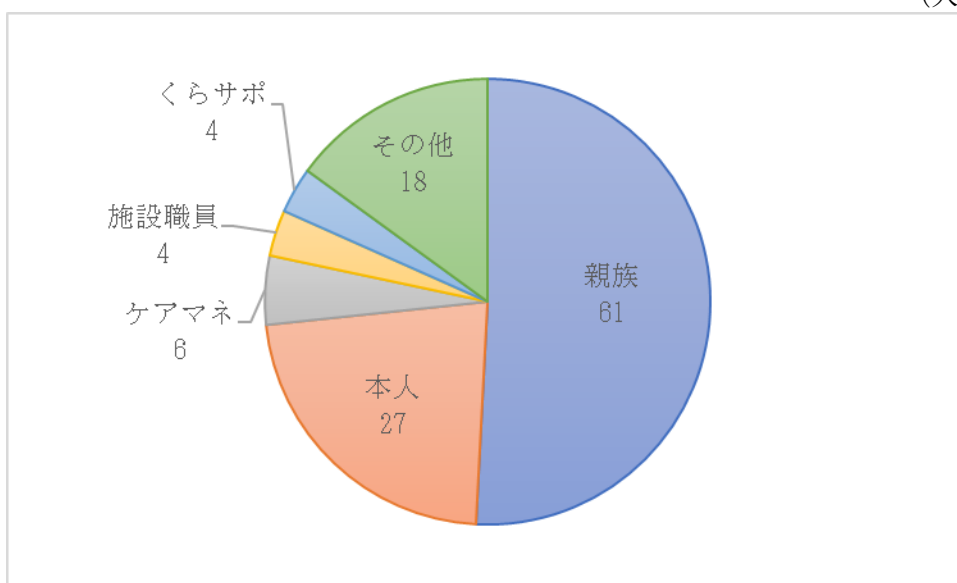
(件)



- ・ 相談方法はほとんどが電話であったが、これは新型コロナウイルス感染症の影響があったものと思われる。

(3) 相談者

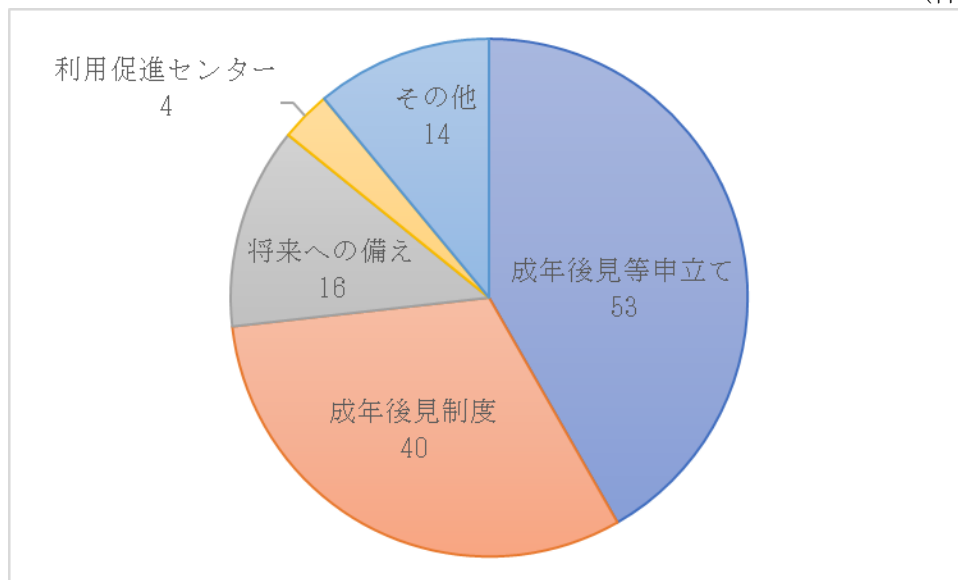
(人)



- ・ 本人やその親族が7割以上を占めている。
- ・ その他には地域包括支援センター、医療機関、民生委員等が含まれている。

(4) 相談内容

(件)



- ・ 手続きに関することが53件、制度の内容に関することが40件、将来への備えに関することが16件であった。
- ・ その他には、「法人後見の受任要件について」や「広島市に市民後見人があるのか」などが含まれる。